

和歌山市広告の掲載等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源を確保するため、市の資産及び市が行政目的に利用するもの（以下「市有資産等」という。）に民間企業等の広告の掲載等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 印刷物、WEBページ、物品その他の市有資産等のうち広告の掲載等が可能なものをいう。

(2) 掲載等 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(掲載等を行う広告の基準)

第3条 掲載等を行う広告は、次の各号に定める基準のいずれにも該当するものとする。

(1) 公共性を損なうおそれのないもので、社会的に信用性が高いものであること。

(2) 別表に掲げる各号のいずれにも該当しないこと。

(3) デザイン、色彩その他の表現方法が、広告媒体及び周囲と調和するものであること。

(事前協議)

第4条 掲載等を行おうとする所管課室の長は、財政課と協議するものとする。

2 前項の場合において、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物を掲出しようとするときは、まちなみ景観課とも協議しなければならない。

(広告の募集等)

第5条 広告の掲載等の募集に際し、所管課室の長は、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

(1) 広告の募集及び選定の方法

(2) 広告の規格、掲載等の位置等

(3) 掲載等に係る予定価格

(4) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

2 広告の掲載等を希望する者は、広告掲載等申込書（別記様式第1号）及び誓約書兼同意書（別記様式第2号）により申し込むものとする。

(掲載等を行う広告の決定等)

第6条 市長は、和歌山市広告審査委員会の審査により適当と認められた広告のうちから、内容、申込額等を総合的に検討し、掲載等を行う広告を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、広告掲載等決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(和歌山市広告審査委員会の設置)

第7条 掲載等を行う広告の審査を行うため、和歌山市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

(1) 広報広聴課長

(2) 企画政策課長

(3) 財政課長

(4) 総務課長

(5) まちなみ景観課長

(6) 人権同和施策課長

3 委員長は、財政課長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

5 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(委員会の会議)

第8条 委員長は、委員会の会議（以下この条において「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

5 審査は、第3条に定める基準に基づいて行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 和歌山市給与関係広告掲載要綱（平成18年3月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の和歌山市広告の掲載等に関する要綱別表第2号の規定は、この要綱の施行の日以後の募集に係る広告について適用し、同日前の募集に係る広告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	事項
1 業種	（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及びこれに類する業種 （2）消費者金融業 （3）ギャンブルに関する業種 （4）法律に定めのない医療類似行為を行う業種 （5）法律等に違反している業種 （6）社会問題を起こしている業種
2 事業者	（1）民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者 （2）行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者 （3）社会問題を起こしている事業者 （4）市税を滞納している事業者 （5）和歌山市暴力団排除条例（平成3年条例第28号）第5条に規定する暴力団関係者等が関与している事業者
3 内容	（1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの （3）青少年の保護及び健全育成の妨げとなるおそれがあるもの （4）政治性又は宗教性のあるもの （5）人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの （6）選挙に関するもの （7）意見広告 （8）個人又は法人の名刺広告 （9）人材募集に関するもの （10）無認可商品、粗悪品その他不適切な商品又はサービスの提供に関するもの （11）非科学的事象又は迷信に類するもの （12）誇大な表現又は著しく射幸心をあおる表現をしたもの （13）責任の所在又は内容が不明確なもの （14）その他市有資産等に掲載等する広告として適当でないと認められるもの